

柳泉園組合水銀混入調査対策委員会設置要綱を次のように定める。

平成28年3月25日

柳泉園組合管理者 並 木 克 巳

柳泉園組合水銀混入調査対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 平成27年9月1日の水銀濃度検出について、原因究明を調査し、再発防止を図るため、柳泉園組合水銀混入調査対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 水銀濃度が検出された原因究明
- (2) 水銀が可燃ごみに混入しないための対策
- (3) 搬入された水銀含有廃棄物の管理体制についての検証
- (4) 環境への影響についての検証
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員9名以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、学識経験者、専門的知識を有する者及びその他管理者が必要と認める者のうちから管理者が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第10条に規定する報告書を管理者に提出した日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(傍聴の取扱い)

第7条 委員会は、公開とする。ただし、委員長が会議に諮って必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

- 2 傍聴の取扱いは、柳泉園組合議会特別委員会傍聴規則（平成7年柳泉園組合議会規則第2号）に準ずる。

(調査権限)

第8条 委員会は、調査のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報告書)

第10条 委員会は、第2条に掲げる事務を終えたときは、その報告書を管理者に提出しなければならない。

(謝金)

第11条 管理者は、第3条第1項に規定する委員が対策委員会の会議に出席したときは、予算の範囲内において定める額を謝金として支給する。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、技術課において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

- 2 この訓令は、第10条の規定による報告書の提出があった日に、その効力を失う。